

令和6年度事業計画

I 事業方針大綱

ウクライナ戦争やイスラエル・ガザ戦争は大きく報道されることが減ってきましたが未だに収束の道筋は見えていません。また、アメリカの政策が今後どう変わっていくのかなど、世界経済は正に先の見えない状況にあるようです。国内では、大幅な円安が続とともに増加したはずの収入を超える物価高が顕在化したにも関わらず、国内株価は上昇傾向を示すなど、日本経済も先行きの不透明さが続いている状況です。半面、こうした経済的不安定さが残る中でも、地球温暖化や異常気象を背景に、メディアでは環境配慮や脱炭素、カーボンニュートラル実現への取組み報道が拡大する傾向にあります

こうした中、森林・林業では、国・県が中心となって生物多様性の保全や二酸化炭素の吸収機能拡大等の環境保全の視点を基本に据えつつ、新しい森林管理の仕組み構築と森林管理・木材生産の低コスト化が推進されています。

林業会議所では、こうした環境の変化を的確にとらえながら、森林・林業及び山村の啓発に向け、公益目的事業や共益事業を着実に展開してまいります。

公益目的事業では、林業情報誌「F & F」やホームページ、SNSをなど活用し、森林・林業情報とともに山村地域や会員の活動紹介などの生きた情報を発信してまいります。また、「ジュニア・フォレストーズ・スクール」を開催し、子供たち・家族に対する森林の理解促進を図ってまいります。更に、新たな事業として、静岡県森林組合連合会が実施してきた「緑の基金再造林支援事業」を引き継ぎ、森林所有者等が行う再造林を支援してまいります。

共益事業では、静岡県に対する施策要望等を県内の林業関係6団体と連携して行うほか、県の関係部署との情報交換や対話を継続します。また、林野庁に対する森林・林業施策に係る要請・提案や森林・林業税制改正に関する要望を継続して行います。

今後とも会員の皆様をはじめ、静岡県、市町など関係機関のご指導、ご支援をよろしくお願いいたします。

Ⅱ. 事業等実施計画

1 公益目的事業

(1) 森林・林業、山村の啓発

① 林業情報誌「F & F」などの発行

林業情報誌「F & F」は静岡県林業会議所設立以来発行を続け令和6年9月で1,175号になりました。これまでの森林・林業に関する記事に加え、山村地域の魅力等についても積極的に発信します。

② ホームページ・SNSなどによる情報発信

山村と都市を結ぶプラットフォームになることを目指し、会員の日頃の活動や山村の魅力・出来事などについて画像等を交えて分かり易く発信します。

(2) 講演会等の開催

森林・林業に関する課題や最新の解決策・方向性などについて、専門家の視点から解説していただく講演会等を開催します。

(3) 交流促進事業

① ジュニア・フォレスターズ・スクールの開催

小・中学生の親子を対象に間伐作業や自然観察、アウトドアなどを体験していただき自然の大切さや森林の成り立ち、さらに山を育てる苦勞と大切さを理解してもらうことを目的として実施します。

中部地域の森林等を会場に林業会議所運営委員等が主体となって実施します。

② ツリークライミング（木登り）等の開催

小・中学生を対象に木登り体験会等を開催し、樹木に対する愛着、森林や自然と触れ合うことの大切さを学んでいただく機会を提供します。

③ 子供たちによる里山整備の実施

子供たち（家族）が小笠山運動公園内（予定）の里山を整備しながら、見晴らし広場やツリークライミング体験のできる樹木の整備を進め、里山での遊びを満喫します。（公社）国土緑化推進機構の助成制度を活用し、森林や樹木、里山林との接し方や大切さについて理解促進を図ります。

④ 緑の少年団交流集会支援

（公財）静岡県グリーンバンクが行う「緑の少年団交流集会」のうち西部地区で実施する交流集会について、これを受託して実施します。

⑤ 森林E S D出前授業支援

(公財) 静岡県グリーンバンクと連携して林業で働くプロを小学校に派遣し、森の仕事の内容、苦労、そしてどのように森林を利用しているかを学ぶ機会を提供します。当会議所では、小学校に派遣する「林業で働くプロ」の人選・日程調整を担ってまいります。

(4) 美しい森林づくり推進事業(仮称)

持続可能な林業と森林資源の循環利用に必要な再生林の確実な実施に向け、森林所有者等が行う伐採跡地の再生林経費を支援します。当事業は、林業会議所に寄せられた「用途指定の寄附金」を財源として実施します。

2 収益事業

(1) 事務所賃貸事業

他団体に本会事務所の一部を貸し出す賃貸事業を継続します。

3 共益事業

(1) 情報の収集及び提供と提言

国・県等の森林・林業施策や林業税制に関する情報収集、施策提言等を行い会員に情報提供します。

(1) 林業税制などに関する相談窓口事業の実施

会員から受ける林業税制、相続税などの相談案件について、本会の顧問税理士から助言、指導をいただくとともに、申告手続きまで実施していただきます。

(2) 会員同士の交流促進・情報交換

会員相互の交流促進や情報交換の場を設け、会員の行う事業と本会の事業をネットワーク化して、会員の活動とあわせ森林・林業、山村の活性化を図ります。

(3) 静岡県の森林・林業部局と本会会員との意見交換会の実施

静岡県の森林・林業の現状・課題、県の関係施策等について、森林・林業関係部局の幹部職員と本会会員との意見交換会を実施します。

(4) 静岡県に対する森林・林業施策への要請

本会を含めた静岡県の林業関係6団体が連携して静岡県の森林・林業施策への要請活動を行います。

- (5) 林野庁に対する森林・林業施策及び森林・林業関係税制改正の要望の実施
要望事項は、最近の森林・林業の現状を踏まえて現場からの視点を重視した内容とし、継続性にも配慮して会員の意向を十分反映したものにします。

4 内部管理

- (1) 静岡県林業会議所の経営管理を徹底して行います。
会員の減少に伴う会費収入の減少などによる経常収益減を考慮して、全体の経費節減や特定資産などの資金運用等を十分検討して効率的な経営管理を行います。
- (2) 森林環境譲与税など新たな事業受託の推進を見据えて事務局体制の整備を進めます。